

No. 120 (2009/08)

改正著作権法 解説 (1)

弁護士 小倉秀夫

著作権法の一部を改正する法律案が、平成21年6月11日に参議院にて可決成立し、平成22年1月1日付で施行される見通しとなった。以下、この改正法によりどのようなルール変更がなされたのかを説明することとする。

今回は、その第1回目として、いわゆる「違法サイトからの私的ダウンロード行為の違法化」を取り上げることとする。

1 はじめに

著作権法第30条第1項は、従前、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的として著作物を複製する行為は、同項第1号ないし第2号に該当しない限り、複製権侵害とならない旨規定している（この規定は、著作権法第102条1項により、著作隣接権の目的となっている実演、レコード、放送又は有線放送の複製についても準用される。）。この規定は、原著作物又は適法に作成された複製物を用いて複製を行うことを要件としていない。従って、現行著作権法においては、違法に作成された複製物を元に複製物を作成した場合であっても、私的使用目的でなされている限り、適法である。

- 2 著作権を侵害する自動公衆送信
- 3 国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの
- 4 受信して行う
- 5 録音又は録画
- 6 その事実を知りながら
- 7 本号の要件を満たす録音又は録画の効果

(全 13 ページ)